平成２１年（フ）第１１６号
青森県つがる市木造千代田末楽99番地２　岡元唯義方
債務者　清野　真弓
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉69番地
債務者　天坂　絹代
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
青森県北津軽郡板柳町いたや町１丁目32番地
債務者　大谷千亜希
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
東京都東村山市栄町１丁目７番地栄町１丁目アパート３―307
債務者　川原　郁子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６１５号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡12―602
債務者　渋谷みちこ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４２号
熊本県人吉市西間下町1220番地13
債務者　有川美智代
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２４７号
東京都小平市小川町１丁目959番地の６たかの台グリーンハイツ205号
債務者　永柄　竜生
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７号
岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第11地割16番地57
債務者　荒矢　杏子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第７３号
栃木県佐野市堀米町3923番地４　大高アパート７号室、前住所栃木県佐野市若松町302番地２クレヴァーハイツ205号室、前々住所神戸市東灘区深江本町１丁目12番20号芦屋1555・401号
債務者　酒庭真知子（旧姓・石本）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８２号
栃木県佐野市村上町367番地
債務者　竹蓋ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８６号
栃木県足利市若草町６番地１
債務者　中田　和夫
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２６５号
愛知県碧南市平七町５丁目23番地　雇用促進事業団家下住宅１棟102号
債務者　荒川　芳子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
愛知県岡崎市六名本町12番地１　パナハイツアーバンＡ―202
債務者　芳村あゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
北海道旭川市東３条２丁目３番７号　村上マンション103号
債務者　松崎　順子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部